

社会福祉法人宇治東福社会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇治東福社会（以下「法人」という。）の理事・監事・評議員・第三者委員・評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 報酬は年間8,000,000円以内の範囲とする。

2 理事長の報酬については、月額300,000円とする。

3 常務理事の報酬については、月額300,000円とする。但し、職員との兼務の場合は支給しない。

4 専務理事の報酬については、月額50,000円とする。

(費用弁償)

第3条 理事長及び常務理事以外の役員等が次の用務に従事したときは、費用弁償として、日額3,000円を支給する。但し、職員との兼務の場合は支給しない。また、2つ以上の用務に従事した日があるときは、これを1日として計算する。

- (1) 理事会に出席したとき。
- (2) 評議員会に出席したとき。
- (3) 監事が監査の業務を行ったとき。
- (4) 第三者委員が業務を行ったとき。
- (5) 評議員選任・解任委員会に出席したとき。
- (6) その他、理事長が特に必要と認めたとき。

(旅 費)

第4条 役員等が法人の用務のため市外に出張したときは、法人旅費規程に定める額により、その費用を弁償する。

(委 任)

第5条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月25日から施行する。